

越前町バス待合所施設整備事業補助金交付要綱

平成18年3月31日

告示第15号

(趣旨)

第1条 この告示は、地域住民の日常生活の足となるバスの利用を促進し、地域公共交通の維持活性化を図るため、区等が自主的に取り組む安全で快適なバス待合空間の整備事業に対し、補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助対象事業は、地域住民が地域公共交通であるバスを利用しやすい環境を整え、その利用を促進するために地域の実情に応じて区又は公共的団体が自主的に取り組むバス待合所施設整備事業とする。ただし、町が行う他の補助制度の適用を受ける事業は除くものとする。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、区又は公共的団体とする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、第2条に定める事業の実施に要する経費のうち、本工事及び付帯工事に要する経費とする。

(補助金額等)

第5条 補助金額は、補助対象経費の2分の1以内とし、その限度額は50万円とする。

(補助金の交付)

第6条 補助金の交付に関しては、越前町補助金等交付規則(平成17年越前町規則第31号)に定めるところによる。

(施設等の管理)

第7条 補助事業により取得し、又は効用の増加したバス待合所施設は常に良好な状態で区又は公共的団体が管理し、その設置目的に即した運用を図るものとする。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。